

# 実験動物福祉推進の手引き

公益社団法人日本実験動物協会

制定 平成 22 年 2 月

改定 平成 25 年 5 月

改定 平成 27 年 7 月

## はじめに

「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成 18 年環境省告示第 88 号）（以下、「実験動物飼養保管基準」）は、実験動物の生産、保管、輸送ならびに利用について、動物愛護と適正管理の観点から適切な方法で行うことを謳っている。

（公社）日本実験動物協会（以下、「本協会」）が実施する実験動物生産施設等福祉認証事業の実験動物福祉に関する評価は、実験動物飼養保管基準を遵守することに重きを置いている。

この手引きは、利便性を高めるため解説が必要であろう箇所に注釈を入れる形式で作成しているため、実験動物の福祉向上に活用していただきたい。

## 1. 組織・体制 注1)

機関の長である社（所）長は、実験動物の福祉ならびに適正飼養を社員に周知徹底し、社員が動物福祉に対し主体性を持って取り組めるよう以下の事項に留意し体制を整備する。

- ① 動物愛護の精神に基づいた実験動物の取扱いを徹底させるための動物福祉規程等を策定すること。注2)
- ② 実験動物の取扱いが適正であるかどうかを審査するための実験動物福祉委員会を設置すること（また、それと同等の機能を整備すること）。注3)
- ③ 動物福祉に配慮しつつ科学的に適正な実験動物の生産等を行うための必要な施設・設備を整備すること。注4)
- ④ 管理者ならびに実験動物管理者を任命すること。注5)
- ⑤ 動物福祉に対する自己点検・評価注6)を適正に行ない、実験動物福祉委員会による指摘事項に対する対応を適切に実施すること。
- ⑥ 自己点検・評価の結果等を適切な方法で公表し、当該点検結果等については、外部の機関等による検証を受けるよう努めること。注7)

注1)：

- 組織・体制は、実験動物福祉に取り組む会員（会社）の姿勢を示すもので、「実験動物生産施設等に

における動物福祉指針」の機関の長の責務がこれに相当する。

- 動物福祉については、社内の実施、検証の体制を第三者に向けて説明できることが大切であり、このためには全ての規程・基準、責任と権限、記録が明文化されていることが不可欠である。

注2) :

- 機関の長は、本協会が策定した「実験動物福祉憲章」、「実験動物生産施設等における動物福祉指針」、「実験動物の福祉に係る情報公開に関する指針」、「実験動物の安楽死処分に関する指針ならびに解説」、「実験動物福祉規程例（別紙1）」、「実験動物福祉委員会規程例（別紙2）」、「実験動物福祉教育委員会規程例（別紙3）」、「実験動物の輸送に関する手引き」を活用し社内の動物福祉体制の整備に努めること。機関の長は、作成された規程類を社員に良く理解させ、形骸化させないこと。
- 査察対象施設の長に関する権限責任規程に、実験動物福祉委員会の査察に全面的に協力する旨を規定しておくこと。
- 規程、基準の改廃の権限・手続きを明確にしておくこと。特に、規程、基準の担当部署の権限責任規程には、動物福祉に影響を与える規程、基準の新設、改定の社内承認に当たり、事前に実験動物福祉委員会の承認を得ることを規定しておくこと。
- 経営会議規程に、実験動物福祉委員会からの報告、答申を最大限尊重する旨を規定しておくこと。

注3) :

- 実験動物福祉委員会の主な活動には、機関の長の指示による生産計画の審査、施設の査察、動物福祉体制に関する点検等がある。委員会には実効性が求められ、機能していることが重要である。委員会開催の都度、活動内容を明確にした議事録が作成され保存されていること。
- 機関の長は、広い視点で実験動物福祉の実態をみることが出来る者を委員長に任命すること。任命権者である機関の長が委員長となるのは不適切である。
- 会社の規模により、委員会の設置が難しい場合は、委員会に代わる機能が社内にあることが求められる。小規模の会員は、同業者と相互協力し委員会を立ち上げる、外部委員を委嘱するなど、動物福祉体制の実行に客観性を持たせるべく工夫すること。
- 委員会設置が困難な企業にあっては、委員会と同等の機能を有する職員または第三者（動物福祉担当者）を任命する。この場合、動物福祉の実施者（機関の長や生産、飼育の実務者）以外の者を選任する。
- 委員会の設置にあたっては、「実験動物福祉委員会規程例（別紙2）」を参照のこと。

注4) :

- 検疫・隔離区域、飼育区域ならびに洗浄区域等が設置され、これらの区域が明確に区分されていること。

注5) :

- 機関の長は、管理者ならびに管理者を補佐して実験動物の管理を担当する実験動物管理者を任命すること。その責任と権限を明確にしておくこと。
- 管理者には、実験動物および実験動物を飼養もしくは保管または実験等を行う施設を管理する者を充て、実験動物管理者には、実験動物に関する知識および経験を有する者を充てること。
- 機関の長が管理者ならびに実験動物管理者を兼ねることがあってもよい。

注6) :

- 機関の長が行う自己点検・評価は、機関の長から委嘱された実験動物福祉委員会等が参画して行うことができる。実験動物福祉委員会等は点検の結果を機関の長に報告するとともに、必要に応じて改善案

を具申する。

- 自己点検とは、機関の自主管理の一環としての活動である。担当者が行う日常の点検はあくまでも業務の一環であり混同なきこと。
- 本協会が実施する実験動物生産施設等福祉認証事業実施規程の調査票に沿って、自己点検・評価を行うこと。
- 点検の日時、区域、結果等に対する対応等を記録・保存しておくこと。

注7) :

- 自己点検・評価の結果等の公表は、インターネットの利用、年報の配布その他適切な方法で行うこと。
- 自己点検・評価の結果等については可能な限り、本協会等の外部の機関による検証を行うよう努めること。

## 2. 飼育管理

機関の長は、次の事項に留意し実験動物の適正管理に努める。

- ① 実験動物管理者、施設担当者、飼育担当者の組織、指示命令系統が明確となっていること。
- ② 給餌、給水方法、清掃ならびに消毒等、飼育管理に関する業務を標準操作手順書 (SOP) 注1) に定めること。業務の実施状況について実験動物管理者等の飼育管理の責任者が確認すること。
- ③ 日常の飼育管理業務に関する記録類を適正に保存すること。

注1) :

- 日常業務を恒常的かつ適正に実施するため、動物の飼育管理、飼育環境の維持管理等の実施手順や方法を標準化し文章化したもので、それに沿って作業を行うこと。
- 異常が発見された場合の記録方法や連絡体制を SOP に明確に記載すること。
- SOP に不具合が生じた場合には、所定の手続きを取った上で合理的内容に変更し、同時に周知徹底を図ること。

## 3. 動物の健康管理

病原微生物による動物の汚染は、多くの動物を犠牲にするばかりでなく、生産者にとっても死活に関わる問題である。動物の健康管理については、以下の事項に留意する。

- ① 定期的に微生物モニタリングを実施 注1) すること。
- ② 感染症が疑われる動物が認められた場合には、緊急時マニュアル等 注2) に定められた方法により対応すること。
- ③ 施設への動物の導入に際しては、必ず検疫ならびに順化期間を設ける 注3) (検疫は隔離されたところで行われるのが望ましい) こと。
- ④ 動物種によっては、感染症の予防のためのワクチネーションを適正に実施すると共に治療を要する場合には適切な処置を施すこと。
- ⑤ 同じ飼育室内で異なる動物種 注4) を飼育する際には組み合わせに配慮し、

できるだけ動物にストレスを与えないよう注意を払うこと。

注1) :

- 専門家・疾病検査機関の助言を得て、国内での感染症発生状況を考慮した病原体を対象として定期的に検査することが望ましい。

注2) :

- 感染症が疑われる動物が飼育室内に認められた時の対応および検査により病原微生物による汚染が確定した時の対応について、マニュアルを作成しておく必要がある。

注3) :

- 検疫期間中は、汚染の危険性を考慮し、飼育担当者を限定し飼育を行うことが望ましい。

注4) :

- 異種動物は、でき得る限り同一飼育室内での飼育を避けるよう心掛ける。

#### 4. 施設・設備

施設設備については以下の事項に留意し、実験動物の生理、生態、習性等に応じて適切な整備に努める。

- ① 動物の生理、生態、習性に応じた広さと空間を備えていること。 注1)
- ② 動物に傷害を起ししやすい突起物、穴、凹み、斜面等がないこと。 注2)
- ③ 飼育室は、適切な温度、湿度、換気、明るさ等 注3) の環境を保ち、清掃が容易な構造となっていること。
- ④ 飼育器材の洗浄や消毒等を行う設備が設置されていること。
- ⑤ 施設・設備は適切に維持管理 注4) され老朽箇所あるいは不備な箇所は適切に対処されていること。

注1) :

- 動物の大きさに見合ったケージサイズと自社で定めた収容匹数となっていること。
- 棚の配置、ケージ内収容匹数、室内の収容数など過密飼育にならないよう配慮すること。

注2) :

- ケージ等に破損箇所や構造上の問題がなく、動物に傷害やストレスを与えるおそれがないこと。

注3) :

- 本協会が策定した「実験動物施設における環境の推奨値」を参考に、飼育室の環境目標値をSOPで定め、設定時の温湿度、換気回数、照度等が適切に維持され、それらの記録が取られていること。

注4) :

- 空調機器の定期点検やフィルターの交換等が適切に行われていること。また、老朽箇所や破損箇所が放置されることなく適切に対処され、記録が取られていること。

#### 5. 教育訓練

教育訓練を通じて、「動物の愛護および管理に関する法律」(昭和48年法律第105号)、「実験動物飼養保管基準」、「動物の殺処分方法に関する指針」(平成7年総理

府告示第 40 号) 等について理解を深めるとともに、適切な動物管理を実践することにより、より一層の動物福祉を推進する。

- ① 教育訓練の年間計画ならびに教育訓練の項目や方法を定め 注1)、実験動物管理者、実験実施者、飼育担当者に対して、社内教育ならびに社外での研修受講 注2) を、組織的かつ計画的に実施し、記録を保存する。
- ② 福祉に関する教育の実施記録や研修の受講記録を保存する。

注1) :

- 教育計画、教育訓練の項目ならびに方法は、機関の定めるところにより、実験動物福祉教育委員会あるいは実験動物福祉委員会等が立案する。誰が、誰を対象に、何時、どのような方法で教育訓練を行うのか、具体的実施方法を明確化することが重要である。
- 実験動物福祉教育委員会の設置にあたっては、「実験動物福祉教育委員会規程例（別紙3）」を参照のこと。

注2) :

- 社内で行う研修会の開催は、機関の長が担当者を決めて実施させることが望ましい。また、機関の長は、職員の社外研修の参加について積極的に推進することが重要である。

## 6. 生活環境の保全

施設および施設周辺の生活環境の保全を常に意識し、近隣に迷惑がかからぬよう、以下の事項について配慮する。

- ① 動物の死体や汚物等の廃棄物は、適切に保管並びに処理 注1) が行われ、微生物等による環境の汚染防止を図る。
- ② 悪臭や衛生害虫の発生等により、周辺環境に悪影響を及ぼすおそれがないこと。
- ③ 騒音 注2) による周辺環境に悪影響を及ぼすおそれがないこと。

注1) :

- 外部動物の侵入防止、汚物の漏出、悪臭の発散を防止する構造の保管場所ならびに死体を保管するための冷凍庫等が確保されていること。
- 廃棄業者の信頼性を保証するマニフェスト等ならびに廃棄物が適正に廃棄されていることを証明する書類が保存されていること。
- 動物の死体や汚物等の廃棄物回収後は、保管庫内を消毒し環境の汚染を防ぐ。

注2) :

- 動物の鳴き声等の他に、空調の駆動音や動物積み降ろし時の輸送車のエンジン音も騒音に含まれる。

## 7. 危害防止

実験動物の危害から飼育担当者や環境を守るために、以下の事項について留意する。

- ① 動物由来の疾病等予防のための情報収集ならびに社員教育を実施すること。

- ② 定期的に健康診断を実施すること。
- ③ 業務に無関係な者に対して施設への立ち入りを制限すること。
- ④ 安全な作業環境や作業方法の確保 注1) ならびに施設・設備に対する定期点検を実施すること。
- ⑤ 緊急時の対応として、動物による傷害や疾患発生時の連絡体制（病院名・連絡先の明示）ならびに動物等が逸走した場合の関係機関への連絡体制を整備すること。 注2)
- ⑥ 地震や火災を想定した緊急時対応マニュアルを整備すること。

注1) :

- ボイラー、オートクレーブ、大型空調機等、蒸気や高圧ガスなどの危険物の取扱いについてはマニュアル等を整備し、管理責任者を定め、定期点検の記録を残すこと。

注2) :

- 緊急時の連絡体制を見やすいところに表示することが大切。サル等危険な動物ならびに遺伝子改変動物の逸走は、法律上、環境保全上において極めて重大な事故であり社会的責任は大きいので、定められた逃亡防止措置および個体識別を行うこと。

## 8. 記録管理

実験動物の取扱いについては、以下の事項に留意し適正管理を図る。

- ① 個体の、入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳が整備され、記録管理が適正 注1) に行われていること。
- ② ヒトに危害を加える等のおそれのある特定（危険）動物等については、マイクロチップ、入墨、名札、脚環等の装着により個体識別処置を行うこと。

注1) :

- 責任者による記録内容の点検、確認を行うこと。

## 9. 輸送・保管・販売

実験動物の輸送等については、本協会の「実験動物の輸送に関する手引き」を踏まえ、安全かつストレスの少ない輸送に努める。

- ① 実験動物の輸送・保管に際しては、ヒトへの危害防止策として動物の保有する微生物や汚物等による環境汚染を防止する措置 注1) がとられていること。
- ② 実験動物の販売に際して、飼養保管の方法、感染性の疾病等に関する情報の提供を行うこと。

注1) :

- 糞尿が外に飛散しない構造となっていること。吸排気口にフィルターが取り付けられていること。

## 10. 受託試験を行う施設

実験等の目的の達成に必要な範囲で、以下の事項に留意し実験動物の適切な利用

に努める。

- ① 動物愛護の精神に基づいた適正な動物実験の実施方法を定めた動物実験福祉規程等が策定されていること。
- ② 動物実験が適正に行われているかを審査するための動物実験委員会またはこれに代わる委員会（実験動物福祉委員会等）が設置されていること。
- ③ 実験動物福祉委員会においては、3省の動物実験等の実施に関する指針に基づいて3Rに配慮し動物の実験計画の審査が適正に実施されていること。機関の長による承認が行われていること。注1)
- ④ 実験終了時には実施結果報告が提出され、機関の長による実施結果の把握が適正に行われていること。
- ⑤ 動物の処分については、「動物の殺処分方法に関する指針」に従って適正に行われていること。注2)

注1)：

- 審査・承認に関する書類等が適正に保存されていること。

注2)：

- 標準的な安楽死の方法を定め、安楽死の可否基準、死の判定、実施者等が明確にされ、かつ実施記録が適正に保存されていること。

## 11. 生産及び安楽死処分

実験動物の生産と安楽死処分の適正化を図るために、以下の点に留意する。

- ① 実験動物の生理、生態、習性に配慮した生産方式を適用するとともに、飼育器具・器材等を開発・改良して動物の飼養環境の向上を図る。
- ② 実験動物の需要に関する情報を収集して生産計画を立案し、生産動物数の適正化を図る。
- ③ 実験動物の殺処分注1)については、「動物の殺処分方法に関する指針」を踏まえて、責任者、実施者を定め、殺処分方法、死体処理についてSOP等に明確に定め、適正な実施を図るとともに、実施記録類を保存する。

注1)：

- 処分対象としては、退役動物（繁殖用としての役割を終えた種動物）、淘汰動物（妊娠率、産子数などの繁殖成績が一定の基準に満たない動物、難産や哺育不能など繁殖異常を呈する動物、選別時に外貌異常が認められた動物）ならびに余剰動物がある。
- 本協会が策定した「実験動物の安楽死処分に関する指針ならびに解説」を参考にすること。

## 12. その他

- ① カルタヘナ法（「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成15年法律第97号））、外来生物法（「特定外来生物によ

る生態系等に係る被害の防止に関する法律」(平成 16 年法律第 78 号)) などの適用を受ける実験動物の取扱いは、法の定めに従い適正に実施する。

- ② 麻酔薬や向精神薬等の取扱いに際しては、関連法規に基づいて適正に実施する。

#### 手引きの改廃

本手引きの改廃は、実験動物福祉委員会の議を経て行う。



## 実験動物福祉規程例

### (目的)

第 1 条 本規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和 48 年法律第 105 号)、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(平成 18 年環境省告示第 140 号)」、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成 18 年環境省告示第 88 号)」、「動物の殺処分方法に関する指針」(平成 7 年総理府告示第 40 号)、「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成 18 年農林水産省通知)並びに「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」(2006 年日本学会会議)に準拠し、当社における実験動物福祉のより一層の推進を図ることを目的として定めたものである。

### (組織・体制)

第 2 条 社長は当社における実験動物福祉に関するすべての責務を負う。

2 社長は実験動物の福祉並びに適正飼養を社員(従業員)に周知徹底し、社員が実験動物福祉に対し、主体性を持って取り組めるよう以下の事項に留意し、体制を整備する。

- ① 実験動物の取扱いが適正であるかを審査するための実験動物福祉委員会を設置する。※1
- ② 実験動物福祉に配慮しつつ、科学的に適正な実験動物の生産等を行うために必要な施設・設備を整備する。
- ③ 実験動物及び施設等を管理する管理者並びに実験動物に関する知識及び経験を有し管理者を補佐して実験動物の管理を担当する実験動物管理者を任命する。※2
- ④ 動物福祉に対する自己点検・評価を適切に行い、その結果について適切な方法により公表するとともに、実験動物福祉委員会による指摘事項に対する対応を適切に実施する。また、第三者による実験動物福祉検証を受けるように努める。※3

3 社長は、本実験動物福祉規程の下に必要な応じて権限移譲を行い、実験動物福祉委員会規程等の細則を策定するとともに、実験動物の取り扱い及び動物実験の実施に必要な手順書等の策定を指示する。※4

4 社長の命を受け、管理者は実験動物及び施設等を管理する。実験動物管理者は、日常の飼育管理業務の実施状況について確認するなどの業務にあたる。

※1 動物福祉委員会と同等の機能を整備して行うこともできる。例えば、委員会と同等の機能を有する職員または第三者(動物福祉担当者)を任命する。

※2 社長は社長の責任主体の下、権限委譲を行うことができる。また、社長が管理者並びに実験動物管理者を兼ねることもできる。

- ※3 動物実験を実施する場合は動物実験等に関する情報についても、毎年度適切な方法により公開することが必要である。
- ※4 機関内規程類については、社長の責任で定める規程類と管理者が定める規程類に分けるとよい。前者としては、実験動物福祉規程のほか、同規程の下に位置づけられる実験動物福祉委員会規程、動物実験審査委員会規程、実験動物福祉教育委員会規程、実験動物の安楽死処分に関する規程、実験動物の輸送に関する規程等の細則、また文書保存規程など会社としての方針や法令等に基づく責務に関するものが含まれる。一方、後者としては、現場での作業等に関する標準操作手順書（SOP）がある。

#### （飼育管理）

- 第3条 社長は、管理者、実験動物管理者、施設担当者、飼育担当者等の組織、指示命令系統を明確にする。
- 2 管理者及び実験動物管理者は 給餌、給水方法、清掃並びに消毒等、飼育管理に関する業務の標準操作手順書（SOP）を作成する。※5
  - 3 管理者及び実験動物管理者は、日常の飼育管理業務に関する記録類は適正に保存する。※6

- ※5 日常業務を恒常的かつ適正に実施するため、動物の飼育管理、飼育環境の維持管理等の実施手順や方法を標準化し文章化したもので、それに沿って作業を行うこと。  
SOPが現状と合わなくなった場合には、所定の手続きを取った上で適切な記載内容に変更し、同時に周知徹底を図ること。
- ※6 保存されている記録類は、業務が適正に実施されていることの根拠となるので、文書保存規程等により、保存すべき業務記録類を明確化し、保存期限を定めておくことよい。

#### （実験動物の健康管理）

- 第4条 実験動物の健康管理については、以下の事項に留意して行う。
- ① 微生物モニタリングを定期的実施する。※7
  - ② 感染症が疑われる動物が認められた場合には、SOP等に定められた方法により対応する。※8
  - ③ 施設への実験動物の導入に際しては、必ず検疫並びに順化期間を設ける。※9
- ※7 専門家・疾病検査機関の助言を得て、国内での感染症発生状況を考慮した病原体を対象として定期的に検査することが望ましい。
  - ※8 感染症が疑われる実験動物が飼育室内に認められた時の対応及び検査により病原微生物による汚染が確定した時の対応のSOPを作成しておく必要がある。
  - ※9 検疫期間中は汚染の危険性を考慮し、飼育担当者を限定し飼育を行うことが望ましい。

(施設・設備)

第5条 施設・設備については、実験動物の生理、生態、習性等に応じて適切に整備する。※10、※11、※12

2 飼育室の環境目標値を SOP で定め、それらの維持管理の記録を残す。※13

※10 施設、設備は実験動物の生理、生態、習性に応じた広さと空間を備えているとともに、実験動物の大きさに見合ったケージサイズと自社で定めた収容匹数となっていること。これらは、妥当な科学的根拠に基づくものである必要がある。

※11 施設、設備には実験動物に傷害を起ししやすい突起物、穴、凹み、斜面等がないこと。

※12 飼育室は、適切な温度、湿度、換気、明るさ等の環境を保ち、清掃が容易な構造となっていること。

※13 空調機器の定期点検やフィルターの交換等が適切に行われ、点検、対処の記録が取られていること。

(教育訓練)

第6条 社長あるいは管理者は、教育訓練の年間計画並びに教育訓練の項目や方法を定め、実験動物管理者、飼育担当者等に対して、社内教育並びに社外での研修受講を、組織的かつ計画的に実施する。また、その記録を保存する。※14

※14 教育計画、教育訓練の項目並びに方法は、実験動物福祉教育委員会あるいは実験動物福祉委員会等に立案を指示することでもよい(規程等の細則で定めるか、別途指示文書が必要)。年間計画等において、誰が、誰を対象に、何時、どのような方法で教育訓練を行うのか、具体的実施方法を明確化し、その実施記録が適正に保存されていることが重要である。

(生活環境の保全)

第7条 施設及び施設周辺的生活環境の保全を常に意識し、地域との共生に配慮すること。※15

※15 動物の死体や汚物等の廃棄物は、適切に保管並びに処理が行われ、微生物等による環境の汚染防止を図る。悪臭や衛生害虫の発生等により、周辺環境に悪影響を及ぼすおそれがないこと。騒音による周辺環境に悪影響を及ぼすおそれがないこと。

廃棄業者の信頼性を保証するマニフェスト等並びに廃棄物が適正に廃棄されていることを証明する書類が保存されていること。

(危害防止)

第8条 安全な作業環境や作業方法の確保並びに施設・設備に対する定期点検を実施する。※16

- 2 緊急時の対応として、実験動物による傷害や疾患発生時の連絡体制（病院名・連絡先の明示）並びに実験動物等が逸走した場合の関係機関への連絡体制を整備する。
- 3 地震や火災を想定した緊急時対応マニュアルを整備する。 ※17

※16 ボイラー、オートクレーブ、大型空調機等、蒸気や高圧ガスなどの危険物の取扱いについては SOP 等を整備し、管理責任者を定め、定期点検の記録を残すこと。

※17 災害発生時の初期対応と安全確保後の対応に区分して示すとよい。後者には動物の逸走防止、動物への倫理的配慮、施設・設備に係る対応、記録と報告などが含まれる。

#### （輸送・保管）

第 9 条 実験動物の輸送等については、安全かつストレスの少ない輸送に努める。

- 2 実験動物の輸送・保管に際しては、実験動物の保有する微生物や汚物等による環境汚染を防止する措置をとる。 ※18

※18 糞尿が建屋外に飛散しない構造となっていること。給排気口にフィルターが取り付けられていること。

#### （受託試験）

第 10 条 社長は、動物実験の実施方法を定めた動物実験規程等を定める。

- 2 社長は、動物実験が適正に行われているかを審査するための動物実験委員会を設置する。 ※19
- 3 実験計画の最終承認者は社長である。ただし、規程等に定めるか、別途文書により最終承認権限を適切な代行者に委譲することが可能である。
- 4 試験終了時には実施結果報告を社長に提出する。 ※20

※19 動物実験委員会に代わる委員会例えば実験動物福祉委員会が審査してもよい。

※20 審査・承認に関する書類等が適正に保存されていること。

#### （生産及び安楽死処分）

第 11 条 実験動物の生産の適正化を図るために生産計画を立案し、生産動物数の適正化を図る。

- 2 実験動物の殺処分については、責任者、実施者を定め、殺処分方法、死体処理について SOP 等に定め、適正な実施を図るとともに、実施記録類を保存する。

#### （その他）

第 12 条 カルタヘナ法、外来生物法などの適用を受ける実験動物の取扱いは、法の定めに従い適正に実施する。

2 麻酔薬や向精神薬等の取扱いに際しては、関連法規に基づいて適正に実施する。

(規程の改廃)

第 13 条 本規程の改廃は、実験動物福祉委員会が起案し、経営会議の議決による。

附則 本規程は、平成\*年\*月\*日から施行する。

## 実験動物福祉委員会規程例

### (目的)

第 1 条 「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和 48 年法律第 105 号)、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」(平成 18 年環境省告示第 140 号)、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成 18 年環境省告示第 88 号)、「動物の殺処分方法に関する指針」(平成 7 年総理府告示第 40 号)、ならびに公益社団法人日本実験動物協会による「実験動物生産施設における動物福祉指針」に準拠し、当社における動物福祉のより一層の増進を図るため、実験動物福祉委員会を設置する。

### (委員会の構成)

第 2 条 実験動物福祉委員会(以下、「本委員会」という。小規模の会員の場合は、動物福祉担当者を指名。以下同じ。)は、委員〇名をもって構成する。※1

2 委員長は、(職名)が当たる。

3 委員は委員長が指名する。但し、委員の半数以上は、生産・保管に職務権限を有しないものとする。

※1 委員会構成人数、委員の選任方法は、企業の実態に応じて決定する(人数は奇数とすることが望ましい)。

動物実験を行う機関では、文部科学省、厚生労働省、農林水産省が各々定める動物実験等の実施に関する基本指針に基づき、委員会構成を考慮すること。

### (委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、〇年とする。※2

2 委員に欠員が生じたときは、委員長は補充委員を指名するものとする。なお、補充員の任期は前任者の残任期間とする。※3

※2 委員の任期は 2、3 年程度が適当である。

※3 重要なポストであるから欠員、または空席のまま放置しない。

### (委員会の任務等)

第 4 条 本委員会は、次の任務を行う。※4

(1) 実験動物生産数の適正化を図るために、計画生産の審査を行うこと。

(2) 少なくとも年 1 回、動物福祉の観点から当社規程・基準の適正な運用を検証するために全ての生産・配送・保管施設等を査察して、査察報告書を作成し、経営

会議に提出すること。※5

- (3) 担当部署が作成した規程・基準の案または改正案を受理したときは、速やかに当該案を審議し、審議結果を社長（所長）に報告すること。
- (4) 新法規の施行、新技術・新動物種の導入等により規程・基準の制定あるいは改正が必要と認めたときは、遅滞なく規程の制定あるいは改正を要請する答申を社長（所長）に提出すること。
- (5) 上記の他、動物福祉に関する問題が認められたとき、あるいは社長(所長)から動物福祉に関する問題について諮問を受けたときは、遅滞なく審議し、社長(所長)に報告または答申すること。

※4 委員会または動物福祉担当者の責任と権限を明確にしておくこと。

※5 配送施設等としては、当社の責任の及ぶ車両、車両管理施設であって、ディーラーとの受け渡しまでを含む。

（会議等）

第5条 本委員会の会議（以下「会議」という）は、委員長が招集し、議長は委員長があたる。

- 2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- 3 本委員会は、必要に応じ、委員以外の者を「会議」に出席させ、意見を聞くことができる。
- 4 本委員会は、第4条第2号の査察に当たり、委員同行を条件に委員以外の者に補佐させることができる。

（委員会の事務局）

第6条 本委員会の事務局は、〇〇部（小規模の会員の場合は担当者）とする。

（記録）

第7条 本委員会の記録は書面にて作成し、事務局の管理の下〇年間保存する。※6

※6 記録の作成・保存の規程を設けること。

（規程の改廃）

第8条 本規程の改廃は、実験動物福祉委員会が起案し、経営会議において行う。

附則

本規程は、平成\*年\*月\*日から施行する。

## 実験動物福祉教育委員会規程例

### (目的)

第 1 条 実験動物福祉ならびに動物管理（以下、「動物福祉等」という。）に関する教育訓練を通して、実験動物の飼育・保管・配送に携わる者の「動物の愛護および管理に関する法律」（昭和 48 年法律第 105 号）、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（平成 18 年環境省告示第 140 号）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成 18 年環境省告示第 88 号）等についての理解を深め適切な実験動物福祉教育を実践するため、実験動物福祉教育委員会を設置する。

### (委員会の構成)

第 2 条 実験動物福祉教育委員会（以下、「本委員会」という。小規模の会員は、福祉教育担当者を指名。以下同じ。）は、委員〇名をもって構成する。※1

- 2 委員長は、(職名)があたる。(または社長が指名する。)
- 3 委員は委員長が指名する。

※1 本委員会の構成人数、委員の選任方法は企業の実態に応じて決定する。

委員に外部の学識経験者を加えることが望ましい。

本委員会は既存の適当な組織をもって代えてもよい。委員会の設置が困難な企業にあっては責任者を指名する。

### (委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、〇年とする。※2

- 2 委員に欠員が生じたときは、委員長は補充委員を指名するものとする。なお、補充員の任期は前任者の残任期間とする。※3

※2 委員の任期は 2、3 年程度が適当である。

※3 重要なポストであるから欠員、または空席のまま放置しない。

### (委員会の任務等)

第 4 条 委員会は次の任務を行う。

- (1) 本委員会は動物福祉等に関連する年間教育計画を作成し、少なくとも年 1 回以上動物福祉等に関する研修会を社内で開催すること。
- (2) 本委員会は、社(所)員を日本実験動物協会等が主催する動物福祉等に関する研修会に参加させるように努めること。※4



※4 動物福祉等社外研修の受講者には、研修レポートを提出させる。

(会議等)

第5条 本委員会の会議（以下、「会議」という。）は、委員長が召集し、議長は委員長があたる。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

3 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を「会議」に出席させ、意見を聞くことができる。

(委員会の事務局)

第6条 本委員会の事務は、総務部（小規模の会員の場合は、総務担当者を指名。以下同じ。）において行う。

(記録・保存)

第7条 本委員会の記録、年間教育計画、研修実施等の記録は書面にて作成し、〇年間総務部において保存する。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、実験動物福祉委員会が起案し、経営会議において行う。

附則

本規程は、平成\*年\*月\*日から施行する。